

取り扱いできない物品



次に掲げる物品はお受けできません

1. 航空機での輸送が禁じられている物品

- ・ 危険品——別紙①参照

2. 輸送に関して注意が必要な物品

- ・ リチウム電池——別紙②参照

3. 国際宅配便での輸送が禁じられている物品 (輸入禁制品及び輸入制限物品)

- ・ 高価な貨物
- ・ 生きた動物や食肉、または肉製品、水産物、冷蔵の魚類
- ・ 植物—米などの穀類
- ・ 生鮮野菜、果物
- ・ 商業用古着
- ・ 食品や腐りやすい物品
- ・ 麻薬類、及びそれらを吸引するためのパイプや道具
- ・ 児童ポルノ、わいせつまたは不道德な内容を含む出版物、写真、絵画、彫刻等
- ・ 特許権、意匠権、商標権、著作権、等を侵害する物品
- ・ ワシントン条約に抵触する物品
- ・ 砂糖
- ・ サプリメント・化粧品及びそれらの原料
- ・ 食卓塩、小麦粉
- ・ コーヒー

4. TOPの国際輸送約款により受託しないもの

- ・ 貴金属—金、銀、白金その他
- ・ ダイヤモンドを含む貴石及び半貴石
- ・ 各国の通貨 (紙幣、貨幣)
- ・ 有価証券
- ・ 信書
- ・ 酒類
- ・ 自動車部品、その構成品
- ・ その他、TOP が不適當と認めたもの